

29. 8. 1

国保・高齢者医療だより

柔道整復師等（整骨院・接骨院）の施術を受けられる方へ



を受ける場合は、「療養費支給申請書」に署名が必要となります。療養費支給申請書の内容は、よく確認して自分で署名までは捺印してください。

整骨院・接骨院で、被保険者証が使えない場合があります

1・柔道整復師（整骨院・接骨院）の正しいかかり方

- 保険証が利用できるとき

 - ・外傷性のねんざ、打撲（スポーツでのねんざ等）
 - ・医師の同意がある場合の給付）

方接骨院（整骨院・

・スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術

 - ・仕事中や通勤途中に起きた負傷（労災保険からの給付）

長期の施術（応急処置を除く）

（負傷原因、負傷名、日
数、金額等の確認）

- マッサージの場合
・ 関節拘縮、筋麻痺

適用範囲の誤解があることから、誤った受診が生じています。柔道整復師や鍼灸師は、骨折、脱臼、ねんざ、打撲や肉離れなどの痛みに 対して施術を行う専門家で

- ・骨折・脱臼の施術
- ・応急処置で行う骨折、脱臼の施術（応急手当後の施術には医師の同意が必要）

- ・骨折・脱臼の施術
 - ・応急処置で行う骨折、脱臼の施術（応急手当後の施術には医師の同意が必要）
 - 保険証が利用できないとき
 - ・日常生活における単純な疲労や肩こり、腰痛、体調不良等
 - ・病気（神経痛・リウマチ・五十肩、関節炎、ヘルニア等）による凝りや痛み
 - ・脳疾患による後遺症等の慢性病
 - ・症状の改善が見られない
 - 施術を受ける時の注意点
 - ・負傷原因を正確に伝えてください。（いつ・どこで・何をして・どんな症状であるか）
 - ・病院での治療と重複はできません。（同一負傷について、同時期に整形外科の治療と重複した場合、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担）
 - ・施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください。（内科的要因も考えられる）

2・鍼灸師の正しいかか

- 付の対象とならないものなど
の誤った請求がなくなり、
医療費の適正な支出につな
がります。

あり“医師”ではないため、
施術の行為が限定されてお
り、また保険証を利用する
ためには、一定の条件を満
たすことが必要となります
ので施術を受ける前に確認
してください。なお、保険

○保険証が利用できないとき

- ・日常生活における単純な疲労や肩こり、腰痛、体調不良等
- ・病気（神経痛・リウマチ・五十肩、関節炎、ヘルニア等）

- 保険証が利用できないと
き
 - ・日常生活における単純な
疲労や肩こり、腰痛、体
調不良等
 - ・病気（神経痛・リウマチ・
五十肩、関節炎、ヘルニ
ア等）による凝りや痛み
・脳疾患による後遺症等の
慢性病
 - ・症状の改善が見られない
・被保険者証を使って施術
も考えられる
 - ・病院での治療と重複はで
きません。（同一負傷に
ついて、同時期に整形外
科の治療と重複した場合、
原則として柔道整復師の
施術料は全額自己負担）
・施術が長期にわたる場合
は、医師の診断を受けて
ください。（内科的要因
も考えられる）

付の対象とならないものなど
の誤った請求がなくなり、

また、受診内容調査の為文書等により負傷原因・施術年月日・施術内容などについてお問合せすることがありまますので、ご協力をよろしくお願いします。

たすことが必要となります
ので施術を受ける前に確認
してください。なお、保険
適用外の施術であつた場合
は、全額自己負担となります

- ・病気（神経痛・リウマチ・五十肩、関節炎、ヘルニア等）による凝りや痛み
- ・脳疾患による後遺症等の

- ・調不良等
 - ・病気（神經痛・リウマチ・五十肩、関節炎、ヘルニア等）による凝りや痛み
 - ・脳疾患による後遺症等の慢性病
 - ・症状の改善が見られない
 - ・被保険者証を使って施術施術料は全額自己負担）原則として柔道整復師の施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください。（内科的要因も考えられる）

なく症状に対する施術となり、治療上マッサージが必要であると医師が認めた場合に保険対象として利用できます。

なお、保険適用となるものとならないものがある

健康保険に関するお問い合わせは、町民課国保年金係 ☎(72)2113へお願ひー
ます。